

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>阿佐間幸手線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>で ら 同 市 高 柳 字 溜 井 二 三 六 三 番 五 地 先 ま</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>令 和 元 年 五 月 十 日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>延 長 一 三 九 ・ 一 メ ー ト ル</p>	<p>備 考</p> <p>平 成 二 十 二 年 十 一 月 二 十 六 日 付 け 埼 玉 県 杉 戸 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 二 十 四 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る。 あ る。</p>